

武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（平成31年武蔵村山市条例第 号）第10条第3項の規定に基づき、武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会の委員は、次に掲げるところにより教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育部長
- (2) 学校教育担当部長
- (3) 子ども家庭支援センター長
- (4) 東京都小平児童相談所の職員 1人
- (5) 警視庁東大和警察署の職員 1人
- (6) 警視庁生活安全部少年育成課立川少年センターの職員 1人
- (7) 武蔵村山市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者 1人
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ教育部長及び学校教育担当部長の職にある委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（平成31年武蔵村山市条例第 号）第11条第8項の規定に基づき、武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会の委員は、次に掲げるところにより教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育部長
- (2) 学校教育担当部長
- (3) 武蔵村山市立小学校長会の代表
- (4) 武蔵村山市立中学校長会の代表
- (5) 武蔵村山市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者 1人
- (6) 臨床心理士 1人
- (7) 保護司 1人
- (8) 主任児童委員 1人
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた者

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ教育部長及び学校教育担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会が議決により非公開としたときは、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

武蔵村山市いじめ問題調査委員会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（平成31年武蔵村山市条例第 号）第12条第7項の規定に基づき、武蔵村山市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会が議決により非公開としたときは、公開しないことができる。

（意見の聴取等）

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。